

## 神戸市紙おむつ支給事業の業務委託 公募要領

### 1 事業名称

神戸市紙おむつ支給事業業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

低所得（市民税非課税世帯）の高齢者等を家庭で介護している家族等に対して、紙おむつ等を支給することで、重度要介護高齢者等を抱える家族等の経済的負担を軽減させることを目的とする。

#### (2) 業務内容

- ・介護用品配達業務
- ・介護用品に関する使用方法の助言業務
- ・その他付随する業務

（別紙1「業務概要」のとおり）

#### (3) 事業規模（契約上限額）

実績に応じて支払いを行う。

本市は、利用者に対し、支給決定月に応じて以下のとおり限度額を設定する。

- ① 4～6月：10万円
- ② 7～9月：7万5千円
- ③ 10～12月：5万円
- ④ 1～3月：2万5千円

（予算事項のため、令和5年度の限度額を掲載。詳細は令和6年2月21日の事業者説明会にて説明する。）

#### (4) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの長期契約を予定。

ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

毎年の事業者評価結果により、選定審査会の審議を経て、次年度の契約をしないこともある。

本契約に係る令和6年度予算が成立しない場合はこの公募に基づく契約は締結しないことがある。

#### (5) 履行場所

原則は神戸市内全域。

ただし、やむを得ない場合は以下のいずれかの地域を選択することも可能とする。さらに、以下のいずれかの地域を選択した上で、配達可能な区を追加することも可能とする。その場合の最終的な委託場所については介護保険課と調整のうえ決定するものとする。

①東灘区・灘区・中央区・北区・兵庫区

②長田区・須磨区・垂水区・西区

例) ①+長田区・須磨区、②+兵庫区・北区・中央区

#### (6) 費用分担

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### (7) 市側から提供する資料、貸与品等

実績報告書様式および受領書等を提供する。

#### (8) 利用者数

令和4年度：2701人

令和3年度：2591人

令和2年度：2438人

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 事業者数

市内全域に事業を実施できるよう、神戸市紙おむつ支給事業の業務委託に係る事業者選定審査会にて評価の高い15社程度を委託事業者とする。なお、提案内容及び審査結果により、委託事業者の数は変動することがある。

#### (3) 委託料の支払い

4か月ごとに、業務完了後、本市の検査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととする。

#### (4) 契約書案

別紙2（令和5年度委託契約書頭書）参照

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中の法人でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- (7) 神戸市内に事業所を有し、本事業を円滑かつ安定して実施できる法人で、1年以上の福祉用具取扱事業又は介護保険サービス事業の実施実績があること。
- (8) 福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条1項各号に定める資格を有するものも可）または訪問介護員またはおむつフitterを常勤で1名以上雇用していること。
- (9) 履行場所に配送拠点がある、または履行場所への具体的な配送方法が確立していること。
- (10) 従業員に対する研修を行っていること
- (11) 利用者からの相談に応じられる体制になっていること
- (12) 個人情報保護に関する内部規定を定めていること
- (13) 介護保険事業及び障害福祉サービスにおいて、2018/12/1～2023/11/30の5年間に、神戸市から取消処分及び効力停止処分を受けていないこと

### 5 スケジュール

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 公募開始   | 令和5年12月28日 |
| (2) 質問受付開始 | 令和5年12月28日 |

(3) 質問受付締切	令和6年1月12日
(4) 質問に対する回答	令和6年1月16日
(5) 企画提案書等の提出日	令和6年1月17日～22日（休日等を除く）
(6) 選定結果通知	令和6年1月下旬頃（予定）
(7) 事業者説明会	令和6年2月21日10時00分（参加必須）
(8) 契約締結・事業開始	令和6年4月1日
(9) 事業終了	令和9年3月31日

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

事前質問がある場合は、下記のURLにアクセスし、質問事項を入力すること。

URL：<https://forms.office.com/r/2b6DF2xn7G>

受付期間：令和5年12月28日（木）16時から令和6年1月12日（金）17時まで

電話、口頭、メール等での質問は不可。（上記URLからのみ受付可）

事前質問は簡潔に記載すること。

受け付けた質問とその回答については、質問者を伏せた上で令和6年1月16日を目途に市ホームページ上に公開する。

### (2) 書類の提出

#### ア 提出書類

##### ・参加申請書類

- ① 神戸市紙おむつ支給事業参加申請書（別紙1）、企画提案書（別紙2～5-1）
- ② 法人の定款（コピー可）
- ③ 直近の決算書
- ④ 個人情報保護に関する社内規定の写し
- ⑤ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）

#### イ 企画提案書は、A4版とし、様式は別紙2に指定するとおりとする。

企画提案書の枚数は、4ページ以内とする。

#### ウ 提出期間

令和6年1月17日（水）～令和6年1月22日（月）（休日等を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

時間外及び期間外の提出は受付不可とする。

#### エ 提出場所

神戸市福祉局介護保険課（神戸市役所1号館4階）

#### オ 提出方法

上記（2）エへ持参とする。

##### ① 持参日時の予約をすること。

予約受付は令和6年1月5日9時から持参希望日の前日17時までとする。予約の方法については、下記URLでの予約とする。予約なく持参された場合は受け付けないことがある。予約は先着順とする。

URL：<https://kobecity-event.jp/reservations/calendar?id=1962>

##### ② 提出部数は1部。

③ 書面の提出後、Excelデータの一覧表を電子メールにより、次のアドレスに提出すること。提出先：[kobe-kamiomutsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobe-kamiomutsu@office.city.kobe.lg.jp)

④ 持参については代理人でも可とする。

⑤ 応募受付と同時に受付確認書を発行する。

- ⑥ 修正受付は受付確認書を持参した方のみ受け付け可とする。
- ⑦ 応募書類の修正について提出期間終了後は受付不可とする。
- ⑧ 応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については受付不可とする。
- ⑨ 応募を辞退する場合は応募の受付確認書と共に応募辞退届（様式 13）を介護保険課へ提出すること。
- ⑩ 提出書類については、返却不可とする。
- ⑪ 提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき応募者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公文書として情報公開の対象となる。

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

評価は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 事業の体制 【40点】
- イ 事業者評価等 【20点】
- ウ 商品設定 【20点】
- エ 利用者への説明 【20点】

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市紙おむつ支給事業選定審査会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に総合得点を通知する。また、本市ホームページに選定した事業者を掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

ウ 採用された事業者は、令和6年2月21日開催予定の事業者説明会への参加を必須とする。日時・場所など詳細は結果通知に記載する。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局介護保険課地域包括支援担当

担当：松尾、梯

電話：078-322-6329

メール：[kobe-kamiomutsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobe-kamiomutsu@office.city.kobe.lg.jp)

**(1) 委託業務名**

神戸市紙おむつ支給事業業務委託

**(2) 委託場所**

原則は神戸市内全域。

ただし、やむを得ない場合は以下のいずれかの地域を選択することも可能とする。さらに、以下のいずれかの地域を選択した上で、配達可能な区を追加することも可能とする。その場合の最終的な委託場所については介護保険課と調整のうえ決定するものとする。

① 東灘区・灘区・中央区・北区・兵庫区

② 長田区・須磨区・垂水区・西区

例) ①+長田区・須磨区、②+兵庫区・北区・中央区

**(3) 委託業務**

委託者神戸市（以下「甲」という。）が紙おむつの支給を決定した利用者に対し、受託事業者（以下「乙」という。）は、甲が指定する介護用品の品目の中から利用者が希望する商品を支給するものとする。

**(4) 業務内容**

- ① 乙は、利用者の居宅へ紙おむつを配達するものとする。
- ② 乙は、市内に1年以上の福祉用具取扱事業又は介護保険サービス事業の実施実績がある事業所を有し、市内全域又は甲が指定する区域（上記（2）①か②のいずれか又は①もしくは②と乙が配達可能である追加の地域）を対象に速やかに配達するものとする。
- ③ 乙は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条1項各号に定める資格を有するものも可）または訪問介護員またはおむつフィッターを常勤で1名以上配置すること。
- ④ 乙は、必ず利用者の受給資格を、都度事前に確認すること。
- ⑤ 乙は、利用者に対し、紙おむつ支給事業の制度について適切な助言・指導を行うものとする。
- ⑥ 乙は、利用者に対し、紙おむつの取扱方法等について適切な助言・指導を行う体制を整えるものとする。
- ⑦ 乙は、利用者及びその家族に対して、介護用品の使用に関する適切な助言・指導が実施できるよう従業員に対して必要な研修を行うものとする。
- ⑧ 乙は、納品時に、甲の利用決定に基づく助成額を超える金額について、利用者から支払いを受けるものとする。また、納品を証するため、甲の定める様式に利用者からサインまたは受領印を受けるものとする。
- ⑨ 乙は、各利用者への対応は的確に行い、その意見や苦情等には誠意ある対応を迅速に行うこと。また、乙は、納入したおむつが破損等のため不良品であったことが判明した時は、速やかに交換の措置を取るものとし、原則としてその費用を負担するものとする。

**(5) 介護用品の品目**

① 紙おむつ（iパンツ型：iiテープ型）

② 尿取りパッド

以上のうち、全ての品目を扱うこと。それぞれ2社以上のメーカーを取り扱うこととする。

**(6) 商品一覧表および商品カタログの提出**

乙は、甲が指定する介護用品の品目毎に取扱商品を選定し、番号・JANコード・メーカー・商品名・対応サイズ・支給単位（枚数）・目安吸水量・支給価格及び1枚当たりの単価を記入した一覧表を電子メールにより提出するものとする。介護用品の品目は、①紙おむつ（iパンツ型：iiテープ型）、②尿取りパッドの2品目とし、それぞれ2社以上の商品を取り扱うものとする。市が一覧表を確認の上、商品の決定を行う。

決定した取扱商品および価格は、商品の廃盤等やむを得ない場合を除き、3年間変更できないものとする。やむを得ない理由により取扱商品の変更をおこなう場合、甲に事前に相談し、取扱商品変更届を前月10日までに提出すること。

また、予算事項のため、カタログに掲載する商品単価について上限額を設ける場合がある。詳細は事業者説明会にて説明する。

#### (7) 契約金額及び支払い

契約金額とは、利用者に支給した介護用品の金額（消費税込）の総額である。支払いは、乙が甲に提出する実績報告書（6月末、9月末、12月末、3月末）に基づいて年4回支払うものとする。商品の支給価格設定においては、市中における一般販売価格を超えないよう努めることとし、一般販売価格から大きく乖離する価格を設定した場合は、甲からの指示に基づき価格を再設定することにする。

#### (8) 市への報告等

乙が甲に提出する月ごとの実績報告については電子メール、受領書については郵送または持参により翌月10日までに提出するものとする。

乙が甲に提出する納品書兼検査調書および請求書については、甲が実績を確認し、提出を依頼してから原則10日以内に提出することとする。

#### (9) 事業者評価

毎年の事業者評価結果により、選定審査会の審議を経て、次年度の契約をしないこともある。

#### (10) その他

甲が乙の責による不適正利用を把握した場合、委託期間中でも契約を解除する場合がある。

## 令和5年度神戸市紙おむつ支給業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

<p>1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）</p>	<p>(1) 甲は、対象者ごとの支給実績額（神戸市紙おむつ支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第4項に定める金額の範囲内に限る。）の合計額を乙に支払うものとする。  (2) 委託料は、仕様書4に規定する実績報告を受け、甲が内容を審査、確認の上、乙の請求に基づき支払うものとする。  (3) 委託料の請求については、委託期間を4期に分け、それぞれの期に係る委託料についてまとめて行うものとする。  (4) 委託料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。</p>
<p>積算方法・算出根拠  ・単価契約での休日や年末年始等における割増単価・率  ・単価に端数がある場合の端数処理の方法  ・月額金額の場合、一月に満たない月の金額算出方法</p>	<p>それぞれの商品の支給価格は、令和5年度神戸市紙おむつ支給事業商品カタログによるものとする。</p>
<p>2 契約保証金（第3条関係）</p>	<p>なし</p>
<p>3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日</p>
<p>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨</p>	
<p>4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別  有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）</p>	<p>なし</p>
<p>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期</p>	
<p>5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項</p>	<p>なし</p>
<p>6 別紙委託契約約款に付加する条項</p>	<p>なし</p>
<p>7 担保期間（第13条）</p>	<p>なし</p>

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

乙

印